

船積後の原産地証明書の申請について

船積み後6ヵ月超1年以内の場合、下記の3つの典拠資料が必要です。

(1) 証明申請が遅れた理由書

以下のような理由が必要で、商工会議所発行の原産地証明書がなぜ必要であるか具体的に記載されている書類のご提出をお願いします。

- ① 公的機関が発行した原産地証明書がないため通関できない。
- ② 公的機関が発行した原産地証明書を後日提出することを条件に仮通関した。
- ③ 買主が商品を第三国に転売することになり、第三国での通関に必要な原産地証明書を取得するための典拠書類として、日本の公的機関の発行した原産地証明書が必要（買主の国の商工会議所等に提出する）。
- ④ 買主が商品をその国の官公庁に納入することになり、その官公庁から公的機関の発行した原産地証明書を要求された。
- ⑤ 買主が商品を国内で転売するに際して、転売先から原産地証明書を要求された。

(2) 日本から船積みされた事実を示す資料（次のいずれか）

- ① 船荷証券（B/L）のOriginalのコピー
- ② 航空貨物運送状（AWB: Air Waybill）のコピー
- ③ 海上貨物運送状（SWB: Sea Waybill）のコピー
- ④ 小包郵便物受領書／国際エクスプレスメール郵便物受領書のコピー
- ⑤ 輸出許可済み輸出申告書（E/D: Export Declaration）のコピー

(3) 日本国内で製造された商品であることを示す資料

自社製品を直接輸出した場合には、理由書に「当社の製造した商品に相違ない」旨記載して頂き、他社からの購入品の場合は、製造業者発行の製造証明書（原本）、または製造業者や卸・小売業者からの納品書や出荷案内書（フォトコピー可）を提出して頂きます。